道路拡幅についてのQ&A

◎1:道路用地取得の価格はどれぐらいなのか?

▲:公示価格、周辺の取引事例等を基に、角地などの道路の接道状況等、その土地固有の条件によって、評価額を算出します。なお、評価額算定には、不動産鑑定士による鑑定とあわせて、区の公有財産運用・価格審査会に付議し、価格を決定します。

◎2:道路用地売渡には協力するが、土地の価格等がわかってから分筆登記をお願いしたい。

▲: 土地の価格等にご納得されてからの分筆登記も可能です。 ただし、土地の価格を決定するためには、道路用地として売渡いただく土地の面積を測量し、確定する必要があります。

◎3:道路用地売渡同意書は任意様式なのか?

▲:任意様式です。区HPに参考様式があります。

◎4:建物を建築する計画はないが道路用地取得してもらえるのか?

▲:建物計画の有無に関わらず、協議が整えば、道路用地を取得させていただきます。

◎5: 道路用地を売却したときは税控除の対象となるのか?

▲:公共用地のために売却をした場合には、収用などの課税の特例が受けられます。ただし、特例の 適用を受けるには要件があるため、詳しくは国税庁HPをご確認いただくか、税務署、税理士にご 相談ください。

◎ 6: 道路拡幅部分に埋設物等がある場合は撤去が必要とあるが、具体的にはどんなものか?

▲:水道メーターや仕切弁、止水栓、水道管、排水管、ガス管等が挙げられます。 道路構造令等に基づき、道路面からの埋設深さ等をお伝えします。

◎7:自費工事施行承認申請については、土地の価格等がわかってからの申請でよいか?

▲:「2.標準的な流れ」でご案内していますが、道路拡幅整備にあたっては、拡幅後の道路と宅地の 高さ調整などを事前に協議いただく必要があります。申請のタイミングについては下記問合せ先 にご相談ください。

ご不明点等あれば、下記の問合せ先にお気軽にご相談ください

その他のご案内

不燃化建替促進事業

新宿区では、災害に強いまちづくりを推進している区域等を対象に、木造住宅を準耐火建築物等にする不燃化建替え工事(上限300万円)や除却工事(上限50万円)に対し助成を実施しています。 ※交付決定前に契約をしている場合には助成はできません。詳細については下記に問合わせください。



【問合せ先】新宿区 都市計画部 防災都市づくり課 TEL:03-5273-3842 FAX:03-3209-9227



若葉地区 まちづくり

区画道路1号 区画道路3号の 対象の方はこちら

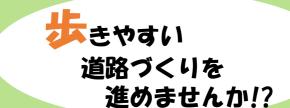


区画道路1号 区画道路2号の 対象の方はこちら ※区画道路1号は2地区 にまたがるため、地区 の対象についてはお問 合せください。

検 索 若葉須賀町地区 まちづくり

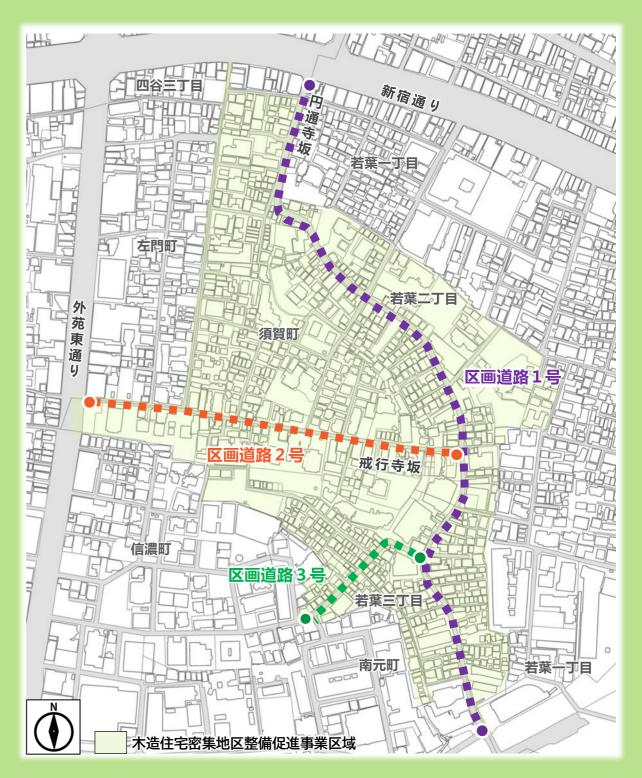


令和7年10月発行



道路用地取得のご案内

【若葉・須賀町地区】



若葉・須賀町地区における道路拡幅部分の取得に関するご案内

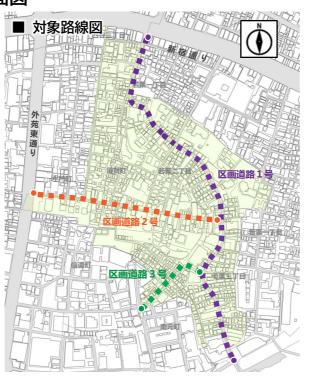
1. 道路拡幅部分を取得する対象路線及び道路断面図

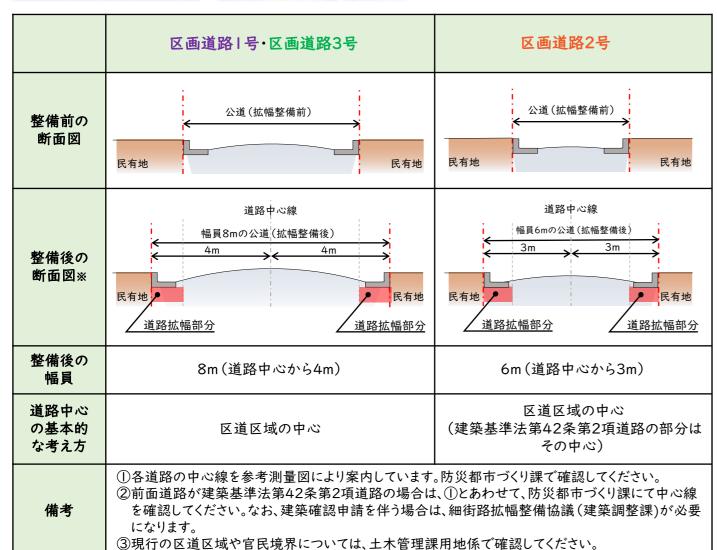
若葉・須賀町地区では、「木造住宅密集地区整備促進 事業」に基づき、道路等の公共施設を整備し、地区の防 災性の向上と住環境の改善を図っています。

新宿区では、道路を拡幅整備する区画道路1号、区画 道路2号、区画道路3号(右図の点線の道路)について、 地権者の方に用地取得費等をお支払いして道路用地を 取得し、拡幅整備をしています。

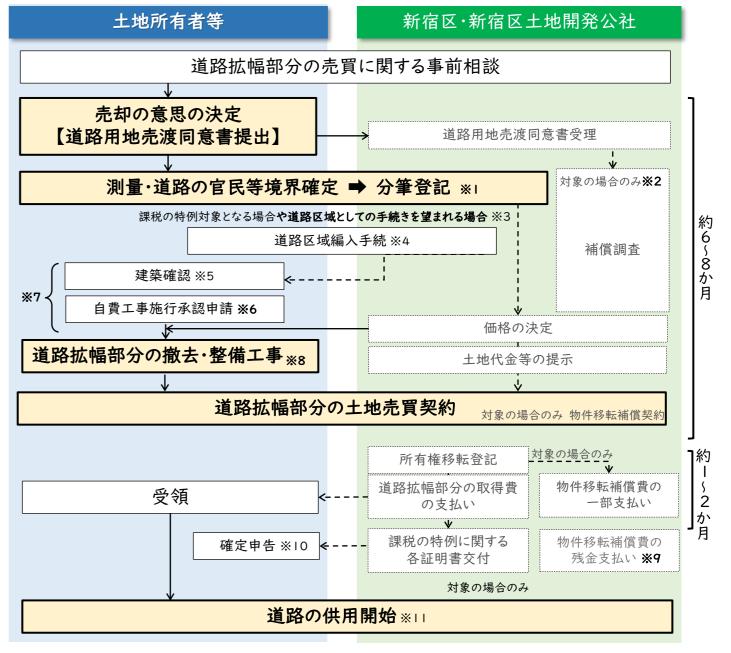








※ 現在、民有地となっている道路拡幅部分(「整備後の断面図」の ■ 部分)が、新宿区が取得する 道路用地です。なお、道路拡幅部分が建築基準法第42条第2項道路と重なる部分については、用地 取得費のお支払いをしていません。寄附のご協力をお願いします。 2. 標準的な流れ ◎道路拡幅部分の取得協議は、区の予算の範囲内において行います。



- ※1 法務局への登記申請前に、道路線形や座標等について土地所有者と区で確認します。 区による土地代金等の提示後に分筆登記することも可能です。詳細についてはお問合わせください。
- ※2 建替え等に伴う道路用地取得の場合は、補償の対象外となります。
- ※3 土地所有者の方が課税の特例の適用対象になるか税務署や税理士などにご確認のうえ、区にお知らせください。 (区では課税の特例についての判断はできません。)
- ※4 課税の特例の適用には、税務署事前協議より前に拡幅部分が道路区域に編入されている必要があります。
- ※5 道路拡幅により、敷地面積や容積率等が変わる場合がありますので、事前に建築指導課や指定確認検査機関 にご相談ください。
- ※6 自費工事施行承認申請のタイミングについては、区にお問合わせください。
- ※7 道路拡幅により、拡幅部分と既存道路の高さが異なるおそれがあるため、十分に配慮した計画をお願いします。
- ※8 道路拡幅部分に既存の工作物、インフラ、埋設物等がある場合は、土地売買契約までに撤去してください。詳細な 内容については区にご相談ください。また、区が道路拡幅部分の整備を行うのは、道路用地取得の数年後になる 場合があるため、自費工事施行承認申請※6の際に詳細をお問合わせください。
- ※9 補償費の支払いについては、補償対象物の移設完了後に残金の支払いとなります。
- ※10課税の特例を受ける場合、確定申告の際に、区から交付される土地収用証明書の提出が必要となります。
- ※11「区有地との所有権境界の同意申請」が可能になります。詳細は土木管理課用地係にお問い合わせ下さい。